

宮崎市特定技能人材雇用促進事業補助金



人材不足解消と経済活性化を目的に、市内で新たに特定技能人材を雇用する事業者に対し、雇用に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人
- (2) 本補助事業を活用して雇用する特定技能人材の雇用契約締結日から起算して、過去3年以内に特定技能人材を就労させた実績がないこと
- (3) 同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと又は交付を受ける見込みのないこと

補助対象事業

- (1) 特定技能人材の雇用契約締結日が令和7年4月1日以降であること
- (2) 市内の事業所で1年以上継続して就労させる見込みであること
- (3) 特定技能人材の住民登録地及び就労場所が宮崎市内であること
- (4) 直接雇用（転勤、出向、出張等による勤務地の変更を除く。）であること
- (5) 補助対象事業者が補助対象経費を負担するものであること
- (6) 補助対象事業者内における技能実習から特定技能への移行に伴う雇用でないこと

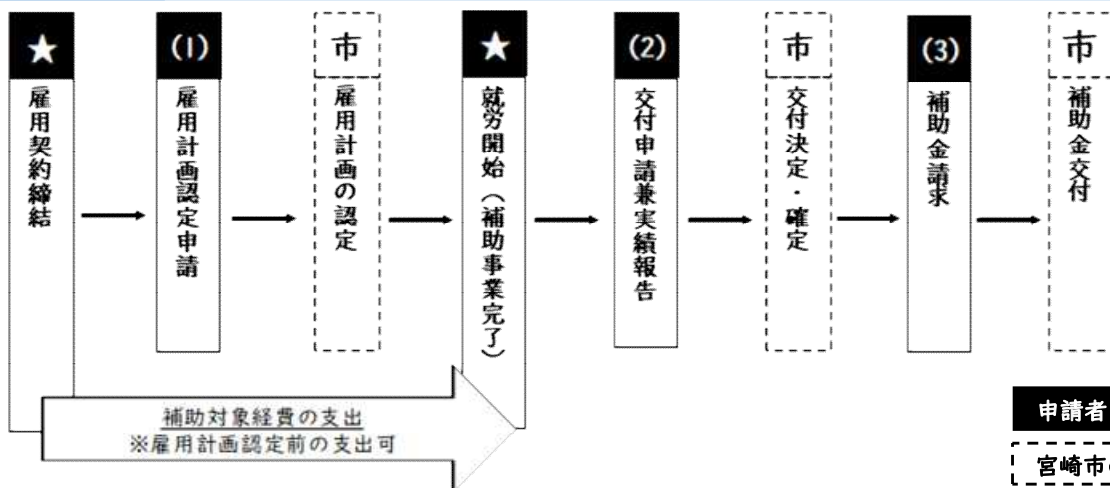
補助対象経費

- 登録支援機関等に支払う初期費用及び紹介手数料
- 在留資格の申請に要する経費
- 日本への渡航費用及び国内移動費用
- 住居借上の初期費用など住環境整備費用

補助額

- 補助対象経費の2分の1。
- 特定技能人材1名につき上限15万円とし、1事業者あたり2名まで申請可能。

申請の流れ



【お問い合わせ先】

宮崎市総合政策部 国際政策課 ☎0985-23-8555
mail:01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp



← 市HP